

第4期 定時株主総会 招集ご通知

ココロがある。コタエがある。



西日本FH

Nishi-Nippon Financial Holdings, Inc.

開催日時

令和2年6月26日(金曜日)
(2020年)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

西日本シティ銀行
本店別館3階会議室
福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

目次

■ 第4期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	28
■ 監査報告書	30
(株主総会参考書類)	35
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を、以下のとおり講じますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を、極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- なお、接触感染等のリスクを減らすため、株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしませんので、予めご了承願います。
- 詳しくは1ページの「第4期定時株主総会招集ご通知」に記載の内容、及び同封の「当社株主総会へのご来場についてのお願い」をご覧ください。

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス

証券コード 7189

ごあいさつ



代表取締役会長 久保田 勇夫



代表取締役社長 谷川 浩道

株主の皆さまには平素より格別のお引き立てを賜っており、厚く御礼申し上げます。

地域金融機関を取り巻く環境は、消費税増税やマイナス金利政策の常態化等により、厳しい状況が続いています。また、人口減少・少子高齢化、ライフスタイルの変化などを背景としてお客さまのニーズがますます多様化・高度化しており、スピーディかつ的確にそのニーズに応えていくことが求められています。

こうした中、当社グループは、中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」をスタートさせました。本計画の下、お客さま起点の"One To Oneソリューション"をヒューマンタッチとデジタルの両面で提供し、地域社会とお客さまの発展に貢献してまいります。

今、わが国及び世界は、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う経済活動の急減速など、未曾有の苦難に見舞われています。そうした中、経済的困難に陥っている地元のお客さまへの資金支援等の対応は、正に地域金融機関が担うべき役割であり、本計画で掲げる「地域社会とお客さまの発展に貢献する」という考えにも沿うものです。

役職員一同、「お客さまと地域の発展なくしてグループの発展なし」との信念を改めて胸に刻み、さまざまな取組みを進めてまいります。そして、それらの取組みが九州・福岡の元気を創造し、わが国経済の牽引力にもなっていくことを心から願ってやみません。

株主の皆さまにおかれましては、今後、一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

グループ 経営理念

私たちは、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力No.1の地域金融グループを目指します。

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス



株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
代表取締役社長 谷川 浩 道

第4期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症禍における株主の皆様
様の健康と安全を第一に考え、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、
開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、書面またはイン
ターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を
極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。特に、高齢者や基礎疾患
をお持ちの方はご来場をお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

株式会社西日本シティ銀行 本店別館3階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- 3 目的事項 報告事項**
- 第4期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第4期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

**第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
5名選任の件**

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時開催
（受付開始は午前9時を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

■ 郵送によるご行使



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時必着

郵送により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

■ インターネット等によるご行使



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時受付分まで

 **議決権行使ウェブサイト**：<https://www.e-sokai.jp>

議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は3～4頁をご参照ください ▶

! 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保する体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.nnfh.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、それぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類または事業報告、連結計算書類もしくは計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.nnfh.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の**議決権行使ウェブサイト**をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

インターネット等による議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日)

午後5時受付分まで

お早めにご行きますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームについて

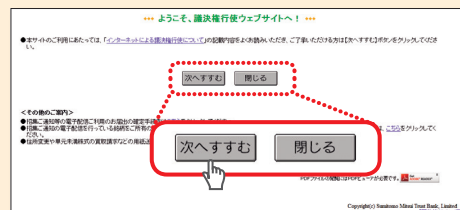
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
 - 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
- また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマートフォン」による方法

1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間：午前9時から午後9時まで（土曜・日曜・祝日も受付）

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社並びに株式会社西日本シティ銀行（以下「西日本シティ銀行」）を含む連結子会社7社及び関連会社1社から構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、証券業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務など、地域の皆さまに多様な金融商品・サービスを提供しています。

【金融経済環境】

国内経済 2019年度前半における国内経済は、高水準の企業収益を背景として設備投資が増加したことや、個人消費が底堅く推移したことなどから、景気が緩やかな回復を続けました。しかしながら、年度後半に入ると、消費税増税の影響により個人消費が落ち込んだことに加え、新型コロナウイルス感染症などの影響により、景気は大幅に下押しされており、厳しい状況となりました。

地元経済 地元九州の経済も、年度前半は設備投資が増加したことや、個人消費が底堅く推移したことなどにより、景気が緩やかな回復基調をたどりました。年度後半には、消費税増税や新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、景気は個人消費や生産・輸出を中心に大幅に下押しされており、厳しい状況となりました。

金融情勢 為替相場は、年度初めは1ドル111円台で始まりましたが、その後は、米中貿易摩擦の影響への懸念等からドル安傾向となり年内は概ね1ドル110円を下回る水準で推移しました。年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念から相場が乱高下する展開となり、1ドル107円台で当年度末を迎えました。

株式相場は、年度前半は日経平均株価が20,000～22,000円台で推移しました。年度後半にかけて、世界的に株価が堅調に推移する中、日経平均株価は24,000円台まで上昇しました。しかし、その後は新型コロナウイルス感染症の拡大懸念で株価が一転して急落し、18,000円台後半で当年度末を迎えました。

日本の市場金利は、日銀の金融緩和政策の継続などにより極めて低位にて推移しました。10年国債利回りは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、主要国の長期金利が大幅に低下する中、0%近辺で当年度末を迎えました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

中期経営計画「飛翔2020 ～知恵をしばろう～」の最終年度となる当事業年度は、中期経営計画に掲げた「さらなる飛躍に向けた基盤拡大」と「グループ収益構造の革新」の実現に向け、以下のような諸施策に取り組んできました。

グループ丸となった「まるごとサポート」の展開

＜企業まるごとサポートの進化＞

当社グループは、法人のお客さま向けに、「企業まるごとサポート」をコンセプトとして、創業期、成長期などお客さまのライフステージに応じた経営課題に対し、「事業性評価」に基づくソリューションの提案に努め、お客さまの経営課題の解決と企業価値の向上に資する「考える営業」に取り組んできました。

創業期のお客さまに対して、西日本シティ銀行は、福岡地区、北九州地区に設置した「NCB 創業応援サロン」に専門スタッフ「創業カウンセラー」を配置し、お客さまの創業に関する相談にきめ細かに対応してきました。また、グループ各社及び外部機関との連携を通じて、お客さまの起業・創業から立ち上がり後までの課題に対する一貫した支援を実現し、地域企業の育成に取り組んでいます。

事業のさらなる成長を目指すお客さまや安定期、成熟期のお客さまには、多様な資金調達手段やコンサルティングサービスの提供に取り組みました。

西日本シティ銀行は、2019年4月、法人ソリューション部にコンサルティングの専門部署「コンサルティング営業室」を新設し、お客さまの経営課題の解決に資する提案等、付加価値の高いサービスを提供する機能を強化しました。また、2019年9月、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社九州リースサービスと共同で「NCB 九州活性化2号ファンド」を設立しました。本ファンドを通じて、今後の成長が見込まれる九州の地域企業に、事業基盤の改善・強化や事業承継の支援を行うことによって、地域経済の中核を担う企業へと成長していくようサポートしています。

株式会社NCBリサーチ&コンサルティングでは、2019年4月、九州地銀グループ初となる人材紹介業に参入し、人口減少や少子高齢化の進展によって増加している地域企業の人材に関する課題解決に取り組みました。

＜人生まるごとサポートの進化＞

当社グループは、個人のお客さま向けに、「人生まるごとサポート」をコンセプトとして、ライフステージから生じるさまざまなニーズを起点に、最適なサービスの提供に取り組んできました。

西日本シティ銀行、株式会社長崎銀行（以下「長崎銀行」）及び西日本シティTT証券株式会社（以下「西日本シティTT証券」）のグループ3社は、「お客さまの資産運用及び資産形成に関わる業務の基本方針（フィデューシャリー・デューティーに関する基本方針）」の下、お客さま本位の業務運営態勢の構築に取り組みました。こうした取組状況については、客観的に評価できる指標を定め公表しています。

西日本シティ銀行及び西日本シティTT証券は、株式会社格付投資情報センターによる「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」において、それぞれ「A+」を取得しました。今後もお客さまに選ばれる総合金融グループを目指して、「お客さま本位の業務運営」を実践していきます。

西日本シティ銀行は、2019年8月、「信託業務の種類及び方法の変更に関する認可」を取得し、同年10月、銀行本体で信託業務の取扱いを開始しました。これにより、お客さまの多様な相続ニーズ（「おくる」「そなえる」「のこす」「わける」）に対してワンストップで最適な商品・サービスを提供することが可能となりました。

＜地域まるごとサポートの展開＞

当社グループは、地域のお客さま向けに、「地域まるごとサポート」をコンセプトとして、地方創生や地域活性化に積極的に取り組んできました。

なかでも、主要エリアである福岡市の2大都市開発プロジェクト「天神ビッグバン」「博多コネクティッド」をはじめとする地域再開発への取組みに積極的に参画しています。

西日本シティ銀行は、2019年12月、福岡市が推進する、博多駅の活力と賑わいをさらに周辺につなげていくプロジェクト「博多コネクティッド」に賛同し、博多駅周辺エリアにさらなる活力と賑わいを創出するため、老朽化した西日本シティ銀行本店本館ビル、本店別館ビル及び事務本部ビルを連鎖的に再開発することを決定しました。

西日本シティ銀行は、「地域応援私募債『つなぐココロ』」や「世界遺産保存応援

私募債『九州ヒストリー』の引受けを通じ、社債を発行した企業とともに九州地域の子供たちの学びや成長、世界遺産群の保存活動を支援してきました。2019年10月には、地域の皆さまが主体となって無料または低料金で子どもたちに食事を提供する「子ども食堂」の運営支援を目的に「子ども食堂応援私募債『希望の環』」の取扱いを開始しました。また、2020年2月には、全国の地方銀行として初めて、銀行保証付私募債（SDGs 私募債）によるグリーンボンドの引受けを行いました。

西日本シティ銀行及び長崎銀行は、2019年8月、金融リテラシー教育支援の継続的な取組みとして、子どもたちが銀行を身近に感じ、お金の流れや価値、さらに銀行と社会とのつながりについて、SDGsの視点を取り入れながら、楽しく学べる「お金のがっこう」をそれぞれ開催しました。

当社グループは、こうした取組みを通じ、持続可能な社会の実現を目指して、地域の皆さまとSDGsへの取組みを推進しています。

「ベストミックスのチャンネル」の実現

当社グループは、お客さまのライフスタイルやその時々ニーズに応じた最適なチャンネル（ベストミックスのチャンネル）の構築に努めてきたところですが、当事業年度は、その実効性を一層高めるために、以下のとおり、高度なコンサルティングの提供と先進的なデジタルチャンネルの構築に取り組んでしました。

＜店舗チャンネル＞

西日本シティ銀行は、2019年4月、ローン営業室や西日本シティTT証券などの相談機能を充実させ、お客さまのさまざまな金融ニーズにワンストップでお応えする「まるごとサポート店舗」として、ブランチinブランチ方式を採用し、大橋駅前支店及び大橋支店を同一建物内にリニューアルオープンしました。

また、西日本シティ銀行及び長崎銀行は、2019年7月、これまで以上にグループ総合力を発揮し、両行が連携して営業活動を行うことができるよう、両行の八代支店を共同店舗としてリニューアルオープンしました。

＜デジタルチャネル＞

西日本シティ銀行は、「西日本シティ銀行アプリ」（2020年3月末現在：64万ダウンロード）のサービス向上のため、2019年12月、お申込みからご契約までアプリで完結する「NCBアプリ カードローン」の取扱いを開始しました。2020年3月には、九州の金融機関では初となるアプリユーザー同士の個人間送金サービス「アプリ間送金」機能を追加しています。

また、2020年2月には「西日本シティ銀行口座開設アプリ」で、投資信託口座開設のお申込みをいただけるサービスを開始しました。

西日本シティ銀行、長崎銀行、九州カード株式会社（以下「九州カード」）及びJペイメントサービス株式会社（以下「Jペイメントサービス」）は、キャッシュレス決済への関心が高まるなか、2019年8月から9月にかけて、事業者の皆さま向けに「キャッシュレス決済導入セミナー」を開催しました。九州カード及びJペイメントサービスは、2019年10月に開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」において、決済事業者として登録し、キャッシュレス社会の到来に向けた取組みを強化しています。

業務革新

西日本シティ銀行は、総合企画部に設置した専門部署「業務革新室」が中心となって、業務フローのスリム化を行う「業務フロー革新」、ICTを活用したペーパーレス化を行う「デジタル革新」、チャネルや店舗改革を行う「リソース革新」の3つの業務革新の取組みを推進しました。2018年4月から2020年3月末までに、約500人分に相当する業務量と、月間紙使用量の35%の削減（2018年3月比）を達成しています。これらの取組みによって捻出された人員は、今後成長が見込まれるソリューション分野・デジタル分野等に再配置しています。

株主還元

当社は、銀行持株会社の公共性と経営の健全性維持の観点から、適正な内部留保の充実による財務体質の強化と株主の皆さまへの安定的な配当の継続実施を基本方針としています。

具体的には、1株につき年間25円の安定配当をベースに、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向30%程度を当面の目安とし、その時々々の経済情勢や財務状況、業績見通し等も勘案しつつ、各期の還元内容を決定することとしています。この方針に基づき当年度は、1株につき17円50銭の期末配当を行うことを株主総会にお諮りしています。

(2019年度の連結決算について)

当社グループの連結業績は、以下のとおりとなりました。

(預金・譲渡性預金)

預金・譲渡性預金は、流動性預金が増加した結果、前期末比3,222億円増加し、8兆8,310億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、事業性貸出金、個人ローンともに増加した結果、前期末比2,129億円増加し、7兆5,541億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、前期末比744億円減少し、1兆2,978億円となりました。

(損益状況)

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により、前期比20億42百万円減少し、1,416億98百万円となりました。

経常費用は、株式等償却の増加等により、前期比36億54百万円増加し、1,129億82百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比56億96百万円減少し287億16百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比26億77百万円減少し202億22百万円となりました。

(西日本シティ銀行の単体決算について)

(預金・譲渡性預金)

預金・譲渡性預金は、流動性預金が増加した結果、前期末比3,298億円増加し、8兆6,395億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、事業性貸出金、個人ローンともに増加した結果、前期末比2,090億円増加し、7兆3,412億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、前期末比777億円減少し、1兆2,878億円となりました。

(損益状況)

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により、前期比22億99百万円減少し、1,259億42百万円となりました。

経常費用は、株式等償却の増加等により、前期比37億74百万円増加し、1,024億82百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比60億73百万円減少し234億60百万円となり、当期純利益は、前期比25億75百万円減少し173億95百万円となりました。

【対処すべき課題】

当社グループの主要地盤である九州・福岡は、経済力に富み、恵まれたマーケット環境にあります。一方、地域金融機関を取り巻く環境は、世界経済の急激な減速、マイナス金利政策の常態化に加え、新たな形態の銀行等との競争も激しさを増すなど、一層厳しい状況となっています。

また、人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化、デジタル化の進展等を背景に、お客さまの課題やニーズは、多様化・高度化しています。

こうした中、当社では中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」をスタートさせました。本計画の下、当社グループは、グループ経営理念である「高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力No.1の地域金融グループ」の実現に向け、「地域の発展をリードするグループ総合力の発揮」、「お客さま起点の“One to One ソリューション”の提供」「持続的な成長に向けたリソース革新」の3つの基本戦略を展開していきます。

足下では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界経済は下押し圧力が急激に強まっており地域経済の先行きも不透明感が高まっていますが、当社グループでは、お客さま及び職員の健康と人命保護を最優先として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むとともに、総力を挙げてお客さまへの資金支援など、必要な金融サービスの提供に努めていきます。

役職員一同、「お客さまと地域の発展なくして西日本フィナンシャルホールディングスグループの発展なし」との信念の下、この計画の実現に向けて取り組んでいきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い致します。

（目指す経営指標 2023年3月期）

- ① 連結当期純利益^(※1) 215億円
- ② 非金利収益比率^(※2) 22%程度
- ③ 連結OHR 60%台
- ④ 連結自己資本比率 10%程度

※1：親会社株主に帰属する当期純利益

※2：（役務取引等利益＋特定取引利益＋国債等債券損益と通貨スワップコストを除くその他業務利益）／業務粗利益（全て連結計数）

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,458	1,426	1,437	1,416
経常利益	338	339	344	287
親会社株主に帰属する当期純利益	222	214	228	202
包括利益	287	471	△178	56
純資産額	5,116	5,348	5,097	5,087
総資産	94,864	99,616	104,490	108,227

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	67	59	74	73
受取配当金	60	51	66	63
銀行業を営む子会社	60	50	56	55
その他の子会社	—	0	9	8
当期純利益	百万円 6,013	百万円 5,101	百万円 6,644	百万円 6,383
1株当たり当期純利益	円 銭 33 48	円 銭 31 04	円 銭 43 16	円 銭 42 07
総資産	4,181	4,184	4,163	4,170
銀行業を営む子会社株式等	3,928	3,928	3,928	3,928
その他の子会社株式等	184	184	184	184

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	3,617人	448人	3,700人	433人

(注) 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員ベースで記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社西日本シティ銀行

① 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
福岡県	150	(12)	150	(12)
佐賀県	4	(一)	4	(一)
長崎県	3	(一)	3	(一)
熊本県	2	(一)	2	(一)
大分県	5	(一)	5	(一)
宮崎県	3	(一)	3	(一)
鹿児島県	1	(一)	1	(一)
山口県	2	(一)	2	(一)
広島県	2	(一)	2	(一)
岡山県	1	(一)	1	(一)
大阪府	1	(一)	1	(一)
東京都	1	(一)	1	(一)
合計	175	(12)	175	(12)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を373か所（前年度末376か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,389か所（前年度末23,367か所）、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を12,349か所（前年度末12,377か所）、株式会社ローソン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を13,330か所（前年度末13,441か所）、それぞれ設置しています。

- ② 当年度新設営業所
該当ありません。
- ③ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

株式会社長崎銀行

① 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
長崎県	19	(一)	19	(一)
佐賀県	2	(一)	2	(一)
熊本県	2	(一)	2	(一)
合計	23	(一)	23	(一)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を13か所（前年度末13か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,389か所（前年度末23,367か所）、それぞれ設置しています。

- ② 当年度新設営業所
該当ありません。
- ③ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

□ その他の事業

会社名	主要な営業所
当社	本社（福岡市）
西日本信用保証株式会社	本社（福岡市）
九州債権回収株式会社	本社（福岡市）
九州カード株式会社	本社（福岡市）
西日本シティＴＴ証券株式会社	本社（福岡市）
株式会社NCBリサーチ&コンサルティング	本社（福岡市）
株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB	本社（福岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀行業	その他の事業	合計
設備投資の総額	4,271	322	4,593

- （注） 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 有形固定資産及び無形固定資産にかかる投資の総額を記載しています。

□ 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社西日本シティ銀行	ソフトウェアの取得	773
銀行業	株式会社西日本シティ銀行	店舗等の建設	664
銀行業	株式会社西日本シティ銀行	店舗用土地の購入	113

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区 博多駅前三丁目 1番1号	銀行業	1944年 12月1日	百万円 85,745	% 100.00	
株式会社 長崎銀行	長崎市栄町 3番14号	銀行業	1941年 8月1日	百万円 6,121	% 100.00	
西日本信用保証 株式会社	福岡市博多区 博多駅前三丁目 1番1号	信用保証業	1984年 4月24日	百万円 50	% 100.00	
九州債権回収 株式会社	福岡市博多区 博多駅東二丁目 5番19号	債権管理回収業	2001年 2月15日	百万円 500	% 85.00	
九州カード 株式会社	福岡市博多区 博多駅前三丁目 3番18号	クレジットカード 業、信用保証業	1980年 7月3日	百万円 100	% 82.10	
西日本シティTT証券 株式会社	福岡市博多区 博多駅前一丁目 3番6号	金融商品取引業	2009年 9月30日	百万円 3,000	% 60.00	
株式会社 NCBリサーチ&コン サルティング	福岡市博多区 下川端町2番1号	調査研究業、 経営相談業	1986年 12月5日	百万円 20	% 50.00 (10.00)	
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ データNCB	福岡市博多区 博多駅前一丁目 17番21号	情報システム サービス業	1985年 1月26日	百万円 50	% 30.00 (30.00)	

(注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()は、子会社が保有する間接議決権比率(内書き)です。

4. 当社の連結される子会社等は、上記8社です。

5. 西日本信用保証株式会社は、2020年5月7日付で「福岡市早良区百道浜二丁目2番22号」へ移転しています。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社西日本シティ銀行	43,500百万円	— 千株	— %

(注) 株式会社西日本シティ銀行は、当社の完全子会社です。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

（2019年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他（財務及び会計に関する相当程度の知見）
久保田 勇 夫	取締役会長 （代表取締役）	株式会社西日本シティ銀行 取締役会長（代表取締役） 福岡経済同友会 代表幹事	
谷 川 浩 道	取締役社長 （代表取締役）	株式会社西日本シティ銀行 取締役頭取（代表取締役） 福岡経済同友会 副代表幹事	
川 本 惣 一	取締役副社長 （代表取締役） 監査部・グループ 戦略部担当	株式会社西日本シティ銀行 取締役副頭取（代表取締役） 第一交通産業株式会社 取締役 大石産業株式会社 取締役監査等委員	
高 田 聖 大	取締役執行役員 経営企画部担当	株式会社西日本シティ銀行 取締役副頭取（代表取締役） 株式会社ピエトロ 取締役	
村 上 英 之	取締役執行役員 リスク管理部担当、 経営企画部副担当	株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員 昭和鉄工株式会社 監査役	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他（財務及び会計に関する相当程度の知見）
友 池 精 孝	取締役監査等委員 (常勤)		株式会社西日本シティ銀行における本部の経営企画部門での実務経験に加え、営業店の支店長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
奥 村 洋 彦	取締役監査等委員 (社外)	学習院大学名誉教授	日本銀行における金融実務経験に加え、学校法人学習院において財務部門担当の常務理事を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
高 橋 伸 子	取締役監査等委員 (社外)	生活経済ジャーナリスト JXTGホールディングス株式会社 取締役監査等委員 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役	
酒 見 俊 夫	取締役監査等委員 (社外)	西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 広島ガス株式会社 監査役 株式会社TVQ九州放送 監査役	

- (注) 1. 取締役監査等委員 奥村 洋彦、高橋 伸子、酒見 俊夫の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出ています。
2. 常勤の監査等委員を1名選定しています。その理由は、社内事情に精通した者による重要な会議への出席や監査部門等との連携により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためです。
3. 2019年6月27日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって、浦山 茂、入江 浩幸、廣田 眞弥の3氏は取締役を退任しました。
4. 2019年6月27日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって、田中 優次氏は取締役監査等委員を辞任しました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く）	8人	48
取締役（監査等委員）	5人	47
合 計	13人	96

- (注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役（監査等委員であるものを除く。）については総報酬月額25百万円、監査等委員である取締役については総報酬月額8百万円です。
 3. 当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を確保するため、社外取締役等が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しています。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
友 池 精 孝（取締役監査等委員）	会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しています。
奥 村 洋 彦（取締役監査等委員）	
高 橋 伸 子（取締役監査等委員）	
酒 見 俊 夫（取締役監査等委員）	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
奥 村 洋 彦（取締役監査等委員）	学習院大学名誉教授
高 橋 伸 子（取締役監査等委員）	生活経済ジャーナリスト J X T Gホールディングス株式会社 取締役監査等委員 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役
酒 見 俊 夫（取締役監査等委員）	西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 広島ガス株式会社 監査役 株式会社TVQ九州放送 監査役

- (注) 1. 取締役監査等委員 奥村 洋彦氏が名誉教授である学習院大学と当社グループとの間に取引関係はありません。
2. 取締役監査等委員 高橋 伸子氏が役員を務める J X T Gホールディングス株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と当社グループは、通常の銀行取引を行っていますが、当社の連結業務粗利益に占める 2 社それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも 1 %未満です (J X T Gホールディングス株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との銀行取引以外の取引関係はありません。)
3. 取締役監査等委員 酒見 俊夫氏が役員を務める西部瓦斯株式会社と当社グループは、通常の銀行取引等の取引関係がありますが、西部瓦斯株式会社の売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める西部瓦斯株式会社との取引による業務粗利益はいずれも 1 %未満です。また、広島ガス株式会社及び株式会社 T V Q九州放送と当社グループは通常の銀行取引を行っていますが、当社の連結業務粗利益に占める 2 社それぞれとの取引による業務粗利益は 1 %未満です (広島ガス株式会社及び株式会社 T V Q九州放送との銀行取引以外の取引関係はありません。)

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況 (出席率)	取締役会等における発言その他の活動状況
奥村 洋彦 (取締役監査等委員)	3 年 6 か月	[取締役会] 13 / 13 回 (100%) [監査等委員会] 8 / 8 回 (100%)	学識者としての豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子 (取締役監査等委員)	3 年 6 か月	[取締役会] 13 / 13 回 (100%) [監査等委員会] 8 / 8 回 (100%)	ジャーナリストとしての幅広い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
酒見 俊夫 (取締役監査等委員)	9 か月	[取締役会] 8 / 10 回 (80%) [監査等委員会] 5 / 6 回 (83.3%)	経営者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(注) 取締役監査等委員 酒見 俊夫氏は、2019年6月27日の取締役就任後に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しています。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	子会社からの報酬等
報酬等の合計	4 人	22	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	300,000千株
	発行済株式の総数	162,596千株
	(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。	

(2) 当年度末株主数	18,216名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 13,409	% 8.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	9,106	6.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,431	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,386	2.93
日本生命保険相互会社	3,861	2.58
株式会社麻生	3,140	2.09
明治安田生命保険相互会社	2,765	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,736	1.82
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,656	1.77
西日本シティ銀行従業員持株会	2,361	1.57

- (注) 1. 持株数等（以下の注記を含みます。）は、千株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 当社は、自己株式13,014千株を所有していますが、上記大株主から除いています。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

5 当社の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 根津 昌史 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 礎樹 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 琢也	20	(会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由) 監査等委員会は、取締役及び会計監査人からの説明を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を検証した結果、左記報酬等の額は会計監査人の独立性の担保及び監査品質の確保の観点から相当であると認められたため、会社法第399条第1項の同意をしました。

- (注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しています。
 3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は111百万円です。

(2) 責任限定契約

当社は、会計監査人と責任限定契約を締結していません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に継続してその職責を全うするうえで重要な疑義があるとは判断した場合その他相当な理由がある場合には、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とします。なお、付議議案の内容は、会社法第399条の2第3項の規定に基づき監査等委員会が決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	379,874百万円	417,004百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

該当ありません。

連結計算書類

第4期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,714,664	預金	8,481,571
コールローン及び買入手形	1,189	譲渡性預金	349,475
買入金銭債権	36,956	コールマネー及び売渡手形	39,000
特定取引資産	1,385	売現先勘定	207,019
金銭の信託	5,370	債券貸借取引受入担保金	89,108
有価証券	1,297,874	借入金	994,175
貸出金	7,554,143	外国為替	118
外国為替	14,407	社債	10,000
その他資産	88,913	信託勘定借	835
有形固定資産	119,647	その他負債	99,962
建物	33,512	退職給付に係る負債	3,708
土地	75,412	役員退職慰労引当金	247
リース資産	261	睡眠預金払戻損失引当金	1,630
建設仮勘定	398	偶発損失引当金	1,430
その他の有形固定資産	10,062	特別法上の引当金	10
無形固定資産	3,719	繰延税金負債	534
ソフトウェア	3,265	再評価に係る繰延税金負債	14,930
その他の無形固定資産	454	支払承諾	20,248
退職給付に係る資産	5,279	負債の部合計	10,314,007
繰延税金資産	672	(純資産の部)	
支払承諾見返	20,248	資本金	50,000
貸倒引当金	△ 41,135	資本剰余金	129,477
投資損失引当金	△ 571	利益剰余金	270,954
資産の部合計	10,822,765	自己株式	△ 9,868
		(株主資本合計)	(440,563)
		その他有価証券評価差額金	47,032
		繰延ヘッジ損益	△ 1,841
		土地再評価差額金	29,946
		退職給付に係る調整累計額	△ 14,486
		(その他の包括利益累計額合計)	(60,650)
		非支配株主持分	7,544
		純資産の部合計	508,758
		負債及び純資産の部合計	10,822,765

第4期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		141,698
資金運用収益	98,624	
貸出金利息	82,692	
有価証券利息配当金	14,271	
コールローン利息及び買入手形利息	16	
預け金利息	164	
その他の受入利息	1,478	
信託報酬	0	
役務取引等収益	32,638	
特定取引収益	1,382	
その他業務収益	3,995	
その他経常収益	5,057	
償却債権取立益	97	
その他の経常収益	4,960	
経常費用		112,982
資金調達費用	7,349	
預金利息	958	
譲渡性預金利息	64	
コールマネー利息及び売渡手形利息	106	
売現先利息	4,120	
債券貸借取引支払利息	382	
借入金利息	769	
社債利息	87	
その他の支払利息	861	
役務取引等費用	12,373	
その他業務費用	1,684	
営業経費	82,308	
その他経常費用	9,265	
貸倒引当金繰入額	3,843	
その他の経常費用	5,422	
経常利益		28,716
特別利益		1,900
固定資産処分益	1,900	
特別損失		1,469
固定資産処分損	422	
減損損失	1,046	
税金等調整前当期純利益		29,148
法人税、住民税及び事業税	9,169	
法人税等調整額	△ 398	
法人税等合計		8,771
当期純利益		20,377
非支配株主に帰属する当期純利益		154
親会社株主に帰属する当期純利益		20,222

計算書類

第4期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	5,679
現金及び預金	3,009
未収入金	2,669
その他流動資産	0
固定資産	411,324
有形固定資産	9
器具及び備品	9
無形固定資産	2
ソフトウェア	2
投資その他の資産	411,312
関係会社株式	411,303
繰延税金資産	9
資産の部合計	417,004

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	2,226
未払金	35
未払費用	15
未払法人税等	2,054
未払消費税等	22
前受金	69
未払配当金	26
その他流動負債	0
固定負債	43,500
長期借入金	43,500
負債の部合計	45,726
(純資産の部)	
株主資本	371,278
資本金	50,000
資本剰余金	326,515
資本準備金	12,500
その他資本剰余金	314,015
利益剰余金	9,846
その他利益剰余金	9,846
繰越利益剰余金	9,846
自己株式	△ 15,083
純資産の部合計	371,278
負債及び純資産の部合計	417,004

第4期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	7,376
関係会社受取配当金	6,369
関係会社受入手数料	1,007
営業費用	798
販売費及び一般管理費	798
営業利益	6,578
営業外収益	0
受取利息	0
有価証券利息	0
受取手数料	0
雑収入	0
営業外費用	181
支払利息	108
雑損失	73
経常利益	6,397
税引前当期純利益	6,397
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	△ 1
法人税等合計	13
当期純利益	6,383

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月10日

株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 根 津 昌 史 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月10日

株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 根津 昌史 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 長尾 礎樹 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 石川 琢也 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員を会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定しております。

- (2) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (3) 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤） 友 池 精 孝 ㊞

監査等委員 奥 村 洋 彦 ㊞

監査等委員 高 橋 伸 子 ㊞

監査等委員 酒 見 俊 夫 ㊞

(注) 監査等委員 奥村洋彦、高橋伸子及び酒見俊夫の3氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、適正な内部留保の充実による財務体質の強化と安定的な配当の継続実施を基本方針としています。具体的には、1株につき年間25円の安定配当をベースに、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向30%程度を当面の目安とし、その時々を経済情勢や財務状況、業績見通し等も勘案しつつ、各期の還元内容を決定することとしています。

この方針に基づき、第4期の期末配当は、以下のとおりとします。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金 銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金17円50銭

配当総額 2,617,693,330円

なお、当事業年度につきましては、1株につき12円50銭の中間配当金をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき30円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりです。

候補者
番号

1

くぼた いさお
久保田 勇夫

生年月日 1942年12月6日生 満77歳
所有する当社の株式の数 2,000株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1966年4月	大蔵省入省	2006年5月	株式会社西日本シティ銀行入行顧問
1995年6月	大蔵省関税局長	2006年6月	同 取締役頭取（代表取締役）
1997年7月	国土庁長官官房長	2014年6月	同 取締役会長（代表取締役）（現任）
1999年7月	国土事務次官	2016年10月	当社取締役会長（代表取締役）（現任）
2000年9月	都市基盤整備公団副総裁		
2002年7月	ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ・LLC会長		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2006年の頭取就任以降、合併に伴う諸問題の克服、公的資金の完済、地銀共同化システムへの移行を果たすとともに、強いリーダーシップのもとで株式会社西日本シティ銀行の業績向上に寄与してきました。また当社においても、2016年10月から取締役会長に就任。その経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役会長（代表取締役）
福岡経済同友会代表幹事

候補者
番号

2

たにがわ ひろみち
谷川 浩道生年月日 1953年7月17日生 満66歳
所有する当社の株式の数 19,500株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	大蔵省入省	2013年5月	同 取締役専務執行役員（代表取締役）
2005年6月	財務省横浜税関長		北九州・山口代表
2008年7月	財務省大臣官房審議官	2013年6月	同 取締役副頭取（代表取締役）
2008年10月	株式会社日本政策金融公庫常務取締役		北九州・山口代表
2011年5月	株式会社西日本シティ銀行入行顧問	2014年5月	同 取締役副頭取（代表取締役）
2011年6月	同 取締役専務執行役員	2014年6月	同 取締役頭取（代表取締役）（現任）
2012年6月	同 取締役専務執行役員（代表取締役）	2016年10月	当社取締役社長（代表取締役）（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2011年の取締役就任以降、監査部、経営管理部、総合企画部、北九州・山口代表等、中枢業務を担当してきました。2014年6月の頭取就任以降は、株式会社西日本シティ銀行の業績向上に向け先頭に立って指揮してきました。また当社においても、2016年10月から取締役社長に就任。その経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役頭取（代表取締役）
福岡経済同友会副代表幹事

候補者
番号

3

かわもと そういち
川本 惣一生年月日 1957年9月19日生 満62歳
所有する当社の株式の数 1,260株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2014年6月	同 取締役副頭取（代表取締役）
2008年6月	同 取締役北九州地区本部副本部長兼 北九州営業部長兼小倉支店長		北九州・山口代表
2010年5月	同 取締役北九州総本部長	2014年10月	同 取締役副頭取（代表取締役）
2010年6月	同 常務取締役北九州総本部長		北九州・山口代表、地区本部統括
2011年6月	同 取締役常務執行役員北九州総本部長	2016年10月	当社取締役執行役員
2012年6月	同 取締役専務執行役員北九州総本部長	2019年6月	同 取締役副社長（代表取締役）
2014年5月	同 取締役専務執行役員 北九州・山口代表		監査部・グループ戦略部担当（現任）
		2020年4月	株式会社西日本シティ銀行取締役副頭取 （代表取締役）地区本部・IT統括部・事 務統括部統括、監査部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2008年の取締役就任以降、北九州・山口代表、営業部門を担当する等、豊富な業務経験を有しています。また当社においても、2016年10月から取締役に就任。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役副頭取（代表取締役）
第一交通産業株式会社取締役
大石産業株式会社取締役監査等委員

候補者
番号

4

たかた きよた
高田 聖大生年月日 1954年1月5日生 満66歳
所有する当社の株式の数 14,570株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2016年6月	同 取締役副頭取（代表取締役） 当社取締役執行役員
2007年6月	同 取締役秘書部長	2016年10月	経営企画部担当（現任）
2009年5月	同 取締役	2020年4月	株式会社西日本シティ銀行取締役副頭取 （代表取締役）
2010年6月	同 常務取締役		広報文化部・秘書室・人事部・総務部担 当（現任）
2011年6月	同 取締役常務執行役員		
2012年6月	同 取締役専務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2007年の取締役就任以降、広報、秘書、人事、監査、国際
の各部門を担当する等、豊富な業務経験を有しています。また当社においても、2016年10月から取締役に就任。
その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候
補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役副頭取（代表取締役）
株式会社ピエトロ取締役

候補者
番号

5

むらかみ ひでゆき
村上 英之生年月日 1961年3月14日生 満59歳
所有する当社の株式の数 3,500株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2016年10月	当社取締役執行役員リスク管理部担当、 経営企画部副担当（現任）
2010年6月	同 執行役員人事部長兼人材開発室長	2018年6月	株式会社西日本シティ銀行取締役専務執 行役員東京本部長
2012年5月	同 執行役員総合企画部長	2020年4月	同 取締役専務執行役員東京本部長、 総合企画部・リスク統括部・市場証 券部・資金証券部・国際部担当（現任）
2012年6月	同 常務執行役員総合企画部長		
2014年5月	同 常務執行役員		
2014年6月	同 取締役常務執行役員		
2016年5月	同 取締役常務執行役員東京本部長		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2014年の取締役就任以降、経営の企画・管理部門を担当す
る等、豊富な業務経験を有しています。また当社においても、2016年10月から取締役に就任。その経験、能力、
人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役専務執行役員
昭和鉄工株式会社監査役

（注）取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 友池精孝氏、奥村洋彦氏、高橋伸子氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しては監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者
番号

1

ともいけ

きよたか

友池 精孝

生年月日 1960年1月14日生 満60歳

所有する当社の株式の数 1,875株

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

監査等委員会への出席状況 100% (8回/8回)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 株式会社西日本銀行
(現 株式会社西日本シティ銀行) 入行

2010年5月 同 事務統括部長

2013年4月 同 博多支店長

2013年6月 同 執行役員博多支店長

2015年6月 同 常務執行役員博多支店長

2016年7月 同 常務執行役員筑後地区本部長兼
筑豊地区本部長

2018年4月 同 常務執行役員
監査等委員会室付

2018年6月 当社取締役監査等委員 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2010年より事務統括部長に就任。2013年執行役員就任以降、博多支店長、筑後地区本部長・筑豊地区本部長を務める等、豊富な業務経験を有しています。また当社においても、2018年6月から取締役監査等委員に就任。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としています。

候補者
番号

2

おくむら

ひろひこ

奥村 洋彦

生年月日 1942年3月6日生 満78歳

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

監査等委員会への出席状況 100% (8回/8回)

社外

再任

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1964年4月 日本銀行入行

1972年1月 株式会社野村総合研究所入社

1989年6月 同 取締役経済調査部長

1991年6月 同 研究理事

1995年7月 学習院大学経済学部教授

2002年10月 学校法人学習院常務理事 (学習院大学
経済学部教授 兼務)

2005年9月 学校法人学習院常務理事 退任

2011年6月 株式会社西日本シティ銀行監査役

2012年4月 学習院大学名誉教授 (現任)

2016年10月 当社取締役監査等委員 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

学識者としての豊富な見識や専門の見地を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

学習院大学名誉教授

候補者
番号3 たかはし のぶ こ
高橋 伸子

生年月日 1953年11月17日生 満66歳
 所有する当社の株式の数 1,000株
 取締役会への出席状況 100% (13回/13回)
 監査等委員会への出席状況 100% (8回/8回)

社外

再任

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社主婦の友社入社	2015年4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役（現任）
1986年4月	フリーの生活経済ジャーナリストとして独立 現在に至る	2015年6月	株式会社西日本シティ銀行取締役
2009年6月	株式会社日本政策金融公庫監査役	2016年10月	当社取締役監査等委員（現任）
2015年3月	東燃ゼネラル石油株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）監査役	2018年6月	J X T G ホールディングス株式会社取締役監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたるジャーナリスト及び生活者としての視点並びに経済・金融に関する幅広い知見を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

生活経済ジャーナリスト
 J X T G ホールディングス株式会社取締役監査等委員
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者 奥村洋彦氏が名誉教授である学習院大学と当社グループとの間に取引関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 高橋伸子氏が役員を務める J X T G ホールディングス株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と当社グループは、通常の銀行取引を行っていますが、当社の連結業務粗利益に占める2社それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも1%未満です（J X T G ホールディングス株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との銀行取引以外の取引関係はありません。）。
3. 友池精孝氏、奥村洋彦氏及び高橋伸子氏と当社グループとの間には、銀行取引がありますが、通常の銀行取引であり、特別の利害関係はありません。
4. 奥村洋彦氏及び高橋伸子氏は監査等委員である社外取締役候補者です。
5. 奥村洋彦氏及び高橋伸子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月です。
6. 当社は監査等委員である取締役、友池精孝氏、奥村洋彦氏及び高橋伸子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を既に締結しています。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、3氏との責任限定契約を継続する予定です。
7. 奥村洋彦氏及び高橋伸子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出ています。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役 井野誠司氏の選任決議の効力は、本総会の開始の時までであり、あらためて、監査等委員である取締役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、第3号議案が原案どおりに可決された場合に監査等委員である取締役となる友池精孝氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しては監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 **井野 誠司** いの せいじ 生年月日 1960年10月26日生 満59歳
所有する当社の株式の数 2,412株

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2015年1月	同 常務執行役員経営管理部長
2011年5月	同 総合企画部長	2015年5月	同 常務執行役員
2012年5月	同 秘書部長	2015年6月	同 監査役
2014年1月	同 執行役員経営管理部長	2016年10月	同 取締役監査等委員（現任）

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2011年5月より、総合企画部長、秘書部長を歴任し、2014年の執行役員就任以降、経営管理部門を担当、2015年6月に監査役就任、2016年10月から取締役監査等委員を務める等、豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としています。

- (注) 1. 井野誠司氏と当社グループとの間には、銀行取引がありますが、通常の銀行取引であり、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、井野誠司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結する予定です。

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 西日本シティ銀行 本店別館 3階会議室

福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

TEL：092-476-5050

スマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、会場周辺のマップにアクセスすることも可能です。



交通のご案内

※株主総会にご出席の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

-  JR 博多駅(博多口) 徒歩で約 5 分
-  地下鉄 博多駅 徒歩で約 5 分
-  地下鉄 祇園駅 P3出口を出てすぐ
-  西鉄バス「駅前1丁目」バス停 下車 すぐ

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を、以下のとおり講じますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を、極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- なお、接触感染等のリスクを減らすため、株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしませんので、予めご了承ください。
- 詳しくは1ページの「第4期定時株主総会招集ご通知」に記載の内容、及び同封の「当社株主総会へのご来場についてのご願い」をご覧ください。